

報告第10号

専決処分の報告について（丸亀市立学校評議員の委嘱）

丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 2 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同規則第 3 条第 2 号の規定により、これを報告する。

令和 5 年 4 月 21 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

専 決 処 分 書

令和 5 年度丸亀市本島幼稚園における学校評議員委嘱について、丸亀市教育長に
対する事務委任等規則第 2 条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 4 月 1 日

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

1 被委嘱者

区 分	氏 名	年 齢	備 考
本島幼稚園	大江 員代	69	本島地区民生委員会会長
本島幼稚園	木下 美保子	78	本島町福田自治会会長
本島幼稚園	信原 清	76	本島町長寿連合会会長

2 委嘱期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

3 委嘱理由

幼稚園長の推薦に基づき、適任であると認めたため